



亀岡市公報

発行所 亀 岡 市 役 所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神 8 番地

目 次

—— 条 例 ——	
○亀岡市社会体育施設条例の一部改正 (生涯スポーツ課)	8
○亀岡市行政手続条例の一部改正 (総務課)	10
○特別職の職員で常勤のものの給与に関 する条例等の一部を改正する条例の一 部改正 (自治防災課)	11
○カーシェルター野水設置条例 (自治防災課)	13
○亀岡市消防団条例の一部改正 (自治防災課)	14
○亀岡市国民健康保険条例の一部改正 (保険医療課)	15
○亀岡市介護保険条例の一部改正 (高齢福祉課)	21
○亀岡市特定乳児等通園支援事業の運営 に関する基準を定める条例 (保育課)	24
○亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部改 正 (保育課)	25
○亀岡市立病院の使用料及び手数料に関 する条例の一部改正 (病院総務課)	25
○亀岡市営特定目的住宅条例の一部改正 (建築住宅課)	26
○亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条 例の一部改正 (税務課)	26

—— 規 則 ——	
○亀岡市会計管理者の補助組織設置規則 の一部改正 (会計課)	35
○亀岡市会計年度任用職員の給与及び費 用弁償に関する条例施行規則の一部改 正 (人事課)	36
○通勤手当支給規則の一部改正 (人事課)	37
○亀岡市財務規則の一部改正 (会計課)	38
○亀岡市財務規則の一部改正 (契約検査課)	39
○亀岡市事務分掌規則等の一部改正 (企画調整課)	39
○亀岡市会計管理者の補助組織設置規則 の一部改正 (企画調整課)	42
○カーシェルター野水設置条例施行規則 (自治防災課)	42
○亀岡市社会体育施設条例施行規則の一 部改正 (生涯スポーツ課)	44
○亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関す る条例施行規則の一部改正 (人事課)	45
○亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部改正 (人事課)	46
○亀岡市職員互助会規則の一部改正 (人事課)	48
○初任給、昇給、昇格等の基準に関する 規則の一部改正 (人事課)	49
○管理職手当支給規則の一部改正 (人事課)	51
○亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課)	51

○亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部改正 (建築住宅課) 53	—— 訓 令 ——
—— 告 示 ——	○亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部改正 (会計課) 73
○亀岡市乳児等通園支援事業実施要綱 (保育課) 54	○亀岡市事務処理規程の一部改正 (企画調整課) 74
○公示送達 (高齢福祉課) 57	—— 公 告 ——
○住民基本台帳からの職権消除(市民課) 57	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 75
○亀岡市ふるさと住民登録制度実施要綱 (企画調整課) 57	○亀岡市篠町篠洗川土地地区画整理組合の設立認可 (都市計画課) 79
○公示送達 (保険医療課) 60	○亀岡市篠町篠洗川土地地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市計画課) 79
○公示送達 (税務課) 62	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 80
○指定納付受託者の指定 (市民課) 62	○農用地利用集積計画の一部取消し (農林振興課) 82
○指定納付受託者の指定 (市民課) 62	○地域計画の変更 (農林振興課) 82
○公示送達 (税務課) 64	○地域計画の変更案の縦覧 (農林振興課) 83
○令和8年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課) 65	○本市職員採用試験の結果 (人事課) 83
○亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱の一部改正 (お客様サービス課) 65	○亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 83
○亀岡市指定文化財の指定(文化芸術課) 66	○民間事業者の選定結果 (農林振興課) 84
○亀岡市立保育所及び認定こども園給食費の徴収に関する要綱の一部改正 (保育課) 66	○民間事業者の選定結果 (農林振興課) 84
○亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱の一部改正 (企画調整課) 67	○亀岡市鳥獣被害防止計画の策定 (農林振興課) 85
○亀岡市空き家流動化促進事業補助金交付要綱の一部改正 (建築住宅課) 67	○地域計画の変更 (農林振興課) 85
○既存集落まちづくり区域の変更 (都市計画課) 67	—— 任免及び辞令 ——
○亀岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱の一部改正 (企画調整課) 71	議会事務局欄
○亀岡市外部公益通報に関する要綱 (総務課) 71	—— 規 程 ——
○亀岡市立地適正化計画の変更 (都市計画課) 73	○亀岡市議会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程 86

監査委員欄		
—— 規 程 ——		
○亀岡市監査委員サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程	87	○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 93
—— 公 表 ——		
○令和7年度定期監査及び行政監査	87	○京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任 93
教育委員会欄		
—— 規 則 ——		
○亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則及び亀岡市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正	90	○京都府知事選挙における各投票区の投票所 95
選挙管理委員会欄		
—— 規 程 ——		
○亀岡市選挙管理委員会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程	91	○京都府知事選挙の投票記載場所における候補者の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 96
—— 告 示 ——		
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	91	○京都府知事選挙における期日前投票所の場所及び投票所を設ける期間 96
○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	91	○京都府知事選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者の選任 97
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	92	○京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任 98
○京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所	92	○京都府知事選挙の開票の場所及び日時 98
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	92	○京都府知事選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時 98
○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	92	
		公平委員会欄
		—— 規 則 ——
		○亀岡市公平委員会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規則 99
		農業委員会欄
		—— 規 程 ——
		○亀岡市農業委員会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程 99
		—— 公 告 ——
		○令和8年3月定例総会の開催 100

上下水道部欄

規程

○亀岡市上下水道部サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程	100
○亀岡市下水道条例施行規程の一部改正	100
○亀岡市上下水道部処務規程の一部改正	101
○亀岡市上下水道部決裁規程及び亀岡市上下水道事業会計規程の一部改正	101
○亀岡市物価高騰対応に係る水道基本料金の免除に関する規程	102

市立病院欄

規程

○亀岡市病院事業会計規程の一部改正	103
○亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正	112

固定資産評価審査委員会欄

規程

○亀岡市固定資産評価審査委員会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程	113
---	-----

公布された条例のあらまし

亀岡市社会体育施設条例の一部を
改正する条例要綱

- 1 社会体育施設の目的外使用に係る許可及び当該使用料について、新たに規定を設けることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

亀岡市行政手続条例の一部を改正
する条例要綱

- 1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、公示送達の方法を改めることとした。
- 2 この条例は、令和8年5月21日から施行することとした。

特別職の職員で常勤のものの給与
に関する条例等の一部を改正する
条例の一部を改正する条例要綱

- 1 各町に委嘱している自治委員の報酬の額を規定することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

カーシェルター野水設置条例要綱

- 1 大規模災害が発生した場合の地域防災拠点及び緊急避難場所としての利用並びに応急対策に必要な資機材を備蓄するため、カーシェルター野水（車中避難場所）を設置することとした。
- 2 使用料、使用の許可、使用者の管理義務等所要の規定を設けることとした。
- 3 目的外使用の許可、目的外使用料の規定を設けることとした。
- 4 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例要綱

- 1 消防団員の処遇を改善し団員を確保するため、部長、班長及び団員の報酬を次のように改めることとした。

改正前	部長	年額	35,800円
	班長	年額	31,400円
	団員	年額	29,100円
改正後	部長	年額	36,400円
	班長	年額	34,200円
	団員	年額	32,800円

- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。
- (1) 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を保険料として徴収するため、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を新設することとした。
- (2) 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を670,000円（現行660,000円）に改め、子ども・子育て支援納付金賦課額に係る賦課限度額を30,000円に設定することとした。
- (3) 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を310,000円（現行305,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を570,000円

（現行560,000円）に改めることとした。

- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 介護保険の第1号保険料の標準段階を判定する際に、令和7年度税制改正の影響により第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者について、保険料の収入不足を防ぐ観点から、従前と同様の判定となるよう、令和8年度に限り特例の規定を設けることとした。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

亀岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い、亀岡市特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に必要な運営に関する基準を定めることとした。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、令和8年12月25日から施行することとした。

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 亀岡市立病院における無痛MRI乳がん検診料の上限を定めることとした。

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例要綱

1 曾我部町穴太に設置している特定目的住宅1戸について、除却に伴い用途廃止すること

とした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を次のとおり改正した。

(1) 個人住民税の控除等について、給与所得控除の最低保障額を74万円（現行65万円）に引き上げることとした。（引き上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置）

(2) 軽自動車税の環境性能割を廃止することとした。

(3) その他所要の規定整備を図ることとした。

2 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、令和8年4月1日から施行した。

条 例

亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第1号

亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例

亀岡市社会体育施設条例（昭和39年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条を第19条とする。

第13条の2第1項前段中「第8条」を「第9条」に改め、同項中「第8条から第10条」を「第9条から第11条」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第18条とする。

第13条第3項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第4項中「第2条の2、第4条から第7条」を「第3条、第5条から第8条」に、「第2条の2中」を「第3条中」に、「第4条、第6条、第7条及び第10条中」を「第5条、第7条、第8条及び第11条中」に改め、同条を第17条とする。

第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、同条の前に次の3条を加える。

（目的外使用）

第12条 社会体育施設は、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が社会体育施設の管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

（目的外使用料）

第13条 目的外使用の許可を受けて社会体育施設の一部を使用する者は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第1に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。ただし、第3条第2項に定める使用期間及び使用時間を超えて使用する場合は、別表第2に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。

（目的外使用料の減免）

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減免し、又は免除することができる。

第10条を第11条とし、第3条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の2を第3条とする。

別表第1中「（第8条関係）」を「（第9条及び第13条関係）」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者。次項において同じ。）が使用する場合は、この表に定める額の5割相当額を加算する。

2 使用者が目的外使用する場合は、この表に定める額（市外居住者にあつては、前項により算出した額）の5倍に相当する額とする。

別表第2中「（第13条関係）」を「（第17条関係）」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条関係）

種別	単位	金額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額

備考

- 1 営利を目的とする使用にあっては、この表に定める額の5倍に相当する額とする。
- 2 使用の期間が1年未満の端数を生じる場合には月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割で計算する。この場合において、使用料の額は、月割にあっては年額を12で除した額とし、日割にあっては年額を365で除した額とする。
- 3 使用の期間が1日未満の場合は、1日として計算する。
- 4 目的外使用料の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
- 5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。
- 6 電気、水道及び下水道の使用料は、別に実費を徴収する。
- 7 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市社会体育施設条例の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る目的外使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第2号

亀岡市行政手続条例の一部を改正する条例

亀岡市行政手続条例（平成8年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第4条、第13条並びに第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をと

ることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

「掲示済」

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第3号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1	教育委員会委員	年額	1,000,000円
2	識見を有する者の中から選任された監査委員	月額	121,000円
3	議会の議員の中から選任された同委員	月額	53,000円
4	選挙管理委員会委員長	年額	389,000円
5	同委員	年額	277,000円
6	公平委員会委員長	年額	223,000円
7	同委員	年額	155,000円
8	農業委員会会長	年額	243,000円
9	同副会長	年額	219,000円
10	同委員	年額	194,000円
11	農地利用最適化推進委員	年額	194,000円
12	スポーツ推進委員	年額	36,000円
13	固定資産評価審査委員会委員	日額	9,700円
14	介護認定審査会委員	日額	14,300円
15	障害者介護給付費等支給認定審査会委員	日額	14,300円
16	法令又は条例に基づく附属機関の構成員	日額	9,700円

」

を

「

1	教育委員会委員	年額 1,016,000円
2	識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 123,000円
3	議会の議員の中から選任された同委員	月額 54,000円
4	選挙管理委員会委員長	年額 395,000円
5	同委員	年額 281,000円
6	公平委員会委員長	年額 227,000円
7	同委員	年額 157,000円
8	農業委員会会長	年額 247,000円
9	同副会長	年額 222,000円
10	同委員	年額 197,000円
11	農地利用最適化推進委員	年額 197,000円
12	自治委員	月額 72,000円
13	スポーツ推進委員	年額 37,000円
14	固定資産評価審査委員会委員	日額 9,900円
15	介護認定審査会委員	日額 14,500円
16	障害者介護給付費等支給認定審査会委員	日額 14,500円
17	法令又は条例に基づく附属機関の構成員	日額 9,900円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

カーシェルター野水設置条例をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第4号

カーシェルター野水設置条例

(設置)

第1条 大規模災害が発生した場合の地域防災拠点及び緊急避難場所としての利用並びに応急対策に必要な資機材を備蓄するため、カーシェルター野水（車中避難場所）（以下「カーシェルター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 避難場所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	カーシェルター野水
位 置	亀岡市吉川町穴川野水15番1外

(管理)

第3条 カーシェルターは、常に良好な状態において管理し、効率的に運営しなければならない。

(禁止行為)

第4条 カーシェルターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害すること。
- (2) 施設又は附帯設備を毀損し、汚損し、若しくは滅失すること。
- (3) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。
- (4) ごみその他の汚物を捨てること。
- (5) その他カーシェルターの管理に支障がある行為をすること。

(使用料)

第5条 カーシェルターの使用料は、無料とする。

(使用の許可)

第6条 カーシェルターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。当該使用許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、使用目的がカーシェルターの設置目的に資する事業に限り、使用を許可することができる。

3 市長は、使用を許可する場合において、カーシェルターの管理上必要な条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、カーシェルターを使用しようとする者が第4条に掲げる禁止行為を行うおそれがあるときは、使用を許可しないことができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、いつでも使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他不可抗力の事由によってカーシェルターの使用ができなくなったとき。
- (5) 規則で定める事項を遵守しないとき。
- (6) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。

(使用者の管理義務)

第9条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設及び附帯設備を善良なる管理者の注意を

もって管理しなければならない。

（目的外使用）

第10条 カーシェアターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がカーシェアターの管理に支障がないと認められる場合で、特に市長が認めたときは、この限りでない。

（目的外使用料）

第11条 目的外使用の許可を受けてカーシェアターの一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。

（目的外使用料の減免）

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

（目的外使用料の不還付）

第13条 既納の目的外使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（市の免責）

第14条 使用者又は目的外使用者において、カーシェアターの使用又はこの条例の規定に基づく処分により損害を生じた場合は、市は、一切その責めに任じないものとする。

（損害賠償）

第15条 使用者又は目的外使用者は、カーシェアターの施設又は附帯設備を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が損害額を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【別表 省略】

「揭示済」

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第5号

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団条例（昭和30年亀岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の項中「35,800円」を「36,400円」に、「31,400円」を「34,200円」に、「29,100円」を「32,800円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第6号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第1号中「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改める。

第12条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第12条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第12条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び」を「、」に改め、「（以下「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第16条の6中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第16条の6の2第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第16条の6の5第1項第3号中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第16条の7第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第16条の11の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第16条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、

第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第16条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び

被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第16条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第16条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の12第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

- (3) 18歳以上被保険者均等割 第16条の12第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
- ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
- イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
- ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。
- (子ども・子育て支援納付金賦課限度額)
- 第16条の16 第16条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えない。
- 第19条第1項中「第16条の6の3」の次に「若しくは第16条の13」を加え、「第

20条の3第1項(同条第3項)を「若しくは同条第5項各号に定める額、第20条の3第1項(同条第3項又は第4項)に改め、「第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の3第4項第1号(同条第6項)を「同条第5項(同条第7項又は第8項)に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで」に、「の算定」を「若しくは第20条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第16条の6の3の額若しくは第16条の8の額」を「、第16条の6の3、第16条の8若しくは第16条の13の額」に改め、「第20条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額」に改める。

第20条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該

減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加え

た金額)に310,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に570,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する

被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第16条の15第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額（前項に規定する第1号の一人当たり軽減額、第2号の一人当たり軽減額及び第3号の一人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第16条の15第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額（「第1号の一人当たり軽減額、第2号の一人当たり軽減額及び第3号の一人当たり軽減額」）」と読み替えるものとする。

第20条の2中「及び」を「、第16条の6の4、第16条の9及び第16条の14並びに」に改め、「第1項」の次に「（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」を加える。

第20条の3第1項中「第4項」を「第5

項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「「後期高齢者支援金等賦課額」と」の次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の15」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の15第3項」と読み替えるものとする。

第20条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、「第16条」とあるのは「第16条の15」と、第6項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の15第3項」と読み替えるものとする。

第20条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「660,000円」を「670,000円」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、「「170,000円」と」の次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第

20条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、「260,000円」との次に「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第16条の13」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の15」と読み替えるものとする。

第20条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第16条の13」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、第7項中「第16条」とあるのは「第16条の15」と読み替えるものとする。

第20条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条第5項、第20条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第16条の15第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条の15第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第12条の2、第16条の6、第16条の12から第16条の

16まで及び第19条から第20条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第7号

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第12条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等

（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「（地方税法（昭和25年法律第292号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上

1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「(地方税法(昭和25年法律第292号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第

11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「(地方税法(昭和25年法律第292号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第13条 第1号被保険者の令和8年度におけ

る保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上

1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第五（以下「別表第五」という。）の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、

地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第五の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第8号

亀岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の内閣府令で定める規定に基づき、本市の区域内における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「特定乳児等通園支援事業基準」という。）で使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 最低基準は、次条に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 特定乳児等通園支援事業者等は、次のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

「揭示済」

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第9号

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合

に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第10号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成16年亀岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 無痛MRI乳がん検診料 20,000
円以内で管理者が定める額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第11号

亀岡市営特定目的住宅条例の一部
を改正する条例

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡
市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表亀岡市曾我部町穴太の項中「8」を
「7」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一
部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第12号

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画
税条例の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例
第39号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車
税」に改める。

第19条中「、第76条の6第1項」を削
り、同条第2号及び第3号中「第76条の6
第1項の申告書、」を削る。

第32条第3項中「以下この項及び次項並
びに」を「次項及び」に改め、「とい
う。）」の次に「（同号口に掲げるものを除
く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条第2項中「附則第5条の6第2
項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」
に改める。

第35条の3第1項ただし書中「及び第
35条の4の3第1項」を「並びに第35条
の4の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第35条の4の2第1項第2号中「除
き、」を「除く。次条第1項第2号において
同じ。）（」に改め、「。次条第1項におい
て同じ」を削り、同条第5項中「次条第4
項」を「次条第5項」に改める。

第35条の4の3第1項を次のように改め
る。

次に掲げる者（以下この条において「公

的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額が

その年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第35条の4の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第59条中「土地に」を「土地又は家屋に」に改め、「、家屋にあっては200,000円」を削り、「1,500,000円」を

「1,800,000円」に改める。

第75条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第75条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第75条の2の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第76条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第76条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第76条の3から第76条の8までを削る。

第77条（見出しを含む。）、第78条（見出しを含む。）及び第80条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第82条の2の見出し、第84条（見出しを含む。）及び第84条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条第2項中「第75条第3項ただし

書」を「第75条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中、「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則

第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第20項を第17項とし、第21項を第18項とし、同条に次の1項を加える。

19 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6

号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項

後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1項を加える。
（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第32条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第32条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第33条の4から第34条の2まで、第34条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第33条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項前段、第34条の2、第34条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第2条 亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「あつては」を「あっては」に改める。

第5条第2項中「によつて」を「によって」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第18項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項を附則第17項とし、附則第12項から第15項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準

（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 6 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 亀岡市税条例第35条の3第1項ただし書、第35条の4の2及び第35条の4の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
(2) 第59条の改正規定 令和9年4月1日
(3) 第34条第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定

（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、「附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）第35条の4の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第35条の4の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の亀岡市税条例第35条の4の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増

改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について

適用する。

- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第59条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

「揭示済」

規 則

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第3号

亀岡市会計管理者の補助組織設置
規則の一部を改正する規則

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則（昭和
42年亀岡市規則第10号）の一部を次のよう
に改正する。

第3条第2項中第9号を第10号とし、第6
号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号
の次に次の1号を加える。

- (6) 公共料金明細サービス（金融機関が引き
落とす料金の請求金額を、事前に確認でき
るサービスをいう。）を利用した支出に係
る支出負担行為及び支出命令に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第 4 号

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年亀岡市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 2 8 条関係）

通勤距離	1 日当たり	上段は 1 週間当たりの勤務日数 下段は 1 年間の勤務日数				
		1 日	2 日	3 日	4 日	5 日
		48 日から 72 日まで	73 日から 120 日まで	121 日から 168 日まで	169 日から 216 日まで	217 日以上
片道 2km 以上 5km 未満	円 100 (50)	円 400 (200)	円 800 (400)	円 1,200 (600)	円 1,600 (800)	円 2,000 (1,000)
片道 5km 以上 10km 未満	200 (100)	840 (420)	1,680 (840)	2,520 (1,260)	3,360 (1,680)	4,200 (2,100)
片道 10km 以上 15km 未満	350 (170)	1,460 (730)	2,920 (1,460)	4,380 (2,190)	5,840 (2,920)	7,300 (3,650)
片道 15km 以上 20km 未満	500 (250)	2,080 (1,040)	4,160 (2,080)	6,240 (3,120)	8,320 (4,160)	10,400 (5,200)
片道 20km 以上 25km 未満	640 (320)	2,700 (1,350)	5,400 (2,700)	8,100 (4,050)	10,800 (5,400)	13,500 (6,750)
片道 25km 以上 30km 未満	790 (390)	3,320 (1,660)	6,640 (3,320)	9,960 (4,980)	13,280 (6,640)	16,600 (8,300)
片道 30km 以上 35km 未満	940 (470)	3,940 (1,970)	7,880 (3,940)	11,820 (5,910)	15,760 (7,880)	19,700 (9,850)
片道 35km 以上 40km 未満	1,090 (540)	4,560 (2,280)	9,120 (4,560)	13,680 (6,840)	18,240 (9,120)	22,800 (11,400)
片道 40km 以上	1,230 (610)	5,180 (2,590)	10,360 (5,180)	15,540 (7,770)	20,720 (10,360)	25,900 (12,950)

備考

- 1 複数の勤務地を有する者等の支給額は、上記の通勤距離にかかわらず、1 日当たり 1 5 0 円とする。
- 2 () については、自転車、原動機付自転車若しくは二輪自動車を使用する場合の支給額とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第5号

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則（昭和33年亀岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第12条第3項に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）を変更し、駐車場の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場の利用料金」を加える。

第4条中「確認し」の次に「、又は第12条に定める駐車場たる要件を具備していること及び駐車場の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し」を加える。

第8条第1項第1号中「条例第12条第6項」を「条例第12条第7項」に改める。

第10条第2号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において

「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第3項に定める額を加算した額）」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第3項に定める額を加算した額）」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第11条第2号ただし書中「除く。」の次に「（以下「自転車」という。）」を加える。

第18条を第21条とし、第17条を第20条とする。

第16条第1項中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第15条第1項中「条例第12条第6項」を「条例第12条第7項」に改め、同条を第18条とする。

第14条第1項中「条例第12条第5項」を「条例第12条第6項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場を変更し、駐車場の利用を開始し、若しくは終了し」に、「運賃等の額」を「運賃等の額若しくは駐車場の料金」に改め、同項第3号中「第16条第2項」を「第19条第2項」に改め、同条第2項中「条例第12条第5項」を「条例第12条第6項」に改め、同項第2号中「第12条第4項第1号又は第2号」を「第15条第4項第1号又は第2号」に改め、同条第3項中「条例第12条第5項」を「条例第12条第6項」に改め、同条を第17条とする。

第13条を第16条とする。

第12条第1項中「第17条」を「第20条」に改め、同条第4項中「条例第12条第4項」を「条例第12条第5項」に改め、同項第2号中「及び同号に定める額」を「、同号に定める額及び同条第3項に定める額」に改め、同条を第15条とする。

第11条の次に次の3条を加える。

(駐車場の要件)

第12条 条例第12条第3項で定める駐車場の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長の定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第10条に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

(駐車場に係る通勤手当が支給されない職員)

第13条 第10条第3号に掲げる職員については、条例第12条第3項の適用を除外する。

(駐車場に係る通勤手当の額)

第14条 条例第12条第3項で定める「1箇月当たりの駐車料金の額に相当する額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一の駐車場を利用する場合 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
ア 月を単位として駐車場の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

- (2) 二以上の駐車場を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

別記様式を次のように改める。

【別記様式 省略】

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第6号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第60条の次に次の1条を加える。

（支出の調査決定の例外）

第60条の2 前条の規定にかかわらず、公共料金明細サービス（金融機関が引き落とす料金の請求金額を事前に確認できるサービスをいう。以下同じ。）を受けて支払う場合は、前条第1項の規定による調査及び支出の決定を集合してすることができる。

第62条中「第60条」を「第60条及び第60条の2」に改める。

第64条に次の1号を加える。

(7) 公共料金明細サービスを受けて支払う経費

第94条を次のように改める。

（口座自動振替払）

第94条 前条の規定にかかわらず、公共料金明細サービスを受けて支払う経費は、債権者が指定した期日に債権者の請求金額を指定金融機関が市の預金口座から債権者の預金口座に振り替える方法により支払うことができる。

2 前項の規定による支払に係る支出負担行為の確認及び支出命令に係る事務は、会計担当課長が行うものとする。

3 第1項の支払に係る当該歳出予算を所管する各部課等の長は、予算の適正な管理に努め、必要に応じ適切な処理をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月10日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第7号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第121条第1項第1号中「300,000円」を「600,000円」に、「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第8号

亀岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則

（亀岡市事務分掌規則の一部改正）

第1条 亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 政策企画部の部企画調整課の項中「SDGs・企画推進係」を「未来戦略推進係」に改め、同表生涯学習部の部を次のように改める。

生涯学習部	市民力推進課	市民活動推進係
	人権啓発課	啓発振興係 男女共同参画推進係
	文化芸術課	文化振興係 文化財係
	生涯スポーツ課	生涯スポーツ係

別表第1 産業観光部の部農林振興課の項中「営農推進係 担い手支援係 有機・食農推進係」を「農業振興係 食と農の未来創造係」に改め、同表まちづくり推進部の部都市計画課の項中「開発指導係 開発許可係」を「開発係」に改める。

別表第2 生涯学習部の項中「人権啓発課」を「市民力推進課」に改める。

別表第3 生涯学習部の部人権啓発課の項及び市民力推進課の項を次のように改める。

市民力推進課	生涯学習に係る総合企画及び調整に関すること。 生涯学習に係る調査及び研究に関すること。 生涯学習推進審議会に関すること。 市民協働及び市民活動に係る総合調整及び推進に関すること。 ガレリアかめおかに関すること。 交流会館に関すること。 生涯学習かめおか財団との連絡調整に関すること。 京都市西京区・亀岡市住民交流推進協議会に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。
人権啓発課	人権施策に係る総合企画及び調整に関すること。 人権問題の調査研究に関すること。 人権擁護委員に関すること。 人権啓発活動の推進に関すること。 人権相談に関すること。 人権啓発資料の収集、作成及び活用に関すること。 他の部及び課に属さない人権問題に関すること。 地域振興（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関すること。 文化センター及び児童館に関すること。 隣保事業の届出に関すること。 住宅新築資金等貸付事業管理組合との連絡調整に関すること。 男女共同参画社会実現に係る総合企画及び調整に関すること。 男女共同参画に係る調査研究及び情報の収集に関すること。 男女共同参画に係る啓発及び施策の推進に関すること。 その他男女共同参画に関すること。

別表第3市民生活部の部保険医療課の項中
「保険給付及び葬祭費等の支給申請の受付に関すること。
高齢者医療に関すること。
京都府後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。」

を
「後期高齢者医療保険給付及び葬祭費等の支給申請の受付に関すること。
福祉医療（高齢者）に関すること。
京都府後期高齢者医療広域連合に関すること。」

に改め、同表こども未来部の部保育課の項中
「その他保育に関すること。」を
「その他保育に関すること。
乳児等通園支援事業に関すること。」

に改め、同表産業観光部の部商工観光課の項中
「商工団体の指導育成及び連絡調整に関すること。」を
「商工団体の指導育成及び連絡調整に関すること。
地域商社に関すること。」に改める。

（亀岡市文書取扱規則の一部改正）

第2条 亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

生涯学習部		を
人権啓発課	人権	
市民力推進課	市推	

」

「

生涯学習部		に改める。
市民力推進課	市推	
人権啓発課	人権	

」

（亀岡市上下水道事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正）

第3条 亀岡市上下水道事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和42年亀岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

本則第6号中「、水道経営係長及び下水道経営係長」を「及び経営係長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第9号

亀岡市会計管理者の補助組織設置
規則の一部を改正する規則

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則（昭和
42年亀岡市規則第10号）の一部を次のよう
に改正する。

第3条第2項中第9号を第10号とし、第5
号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号
の次に次の1号を加える。

(5) 収入印紙の売りさばきに関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

カーシェルター野水設置条例施行規則をここ
に公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第10号

カーシェルター野水設置条例施行
規則

（趣旨）

第1条 この規則は、カーシェルター野水設置
条例（令和8年亀岡市条例第4号。以下「条
例」という。）の施行に関し必要な事項を定
めるものとする。

（使用許可の申請）

第2条 条例第6条第1項の規定によりカー
シェルター野水（車中避難場所）（以下
「カーシェルター」という。）の使用の許可
を受けようとする者は、カーシェルター野水
使用許可申請書（別記第1号様式。以下「使
用許可申請書」という。）を市長に提出しな
ければならない。

2 前項の使用許可申請書の提出期間は、使用
しようとする日前2月から14日までの期間
とする。ただし、やむを得ない事情があるも
のとして市長が認めた場合は、この限りでな
い。

（使用の許可）

第3条 市長は、条例第6条第2項に規定する
カーシェルターの使用の許可（以下「使用許
可」という。）をするときは、カーシェル
ター野水使用許可書（別記第2号様式。以下
「使用許可書」という。）を前条に規定する
申請をした者に対し交付するものとする。

2 前項の規定により使用許可書の交付を受け
た者（以下「使用者」という。）は、市長か
ら提示を求められたときは、これを提示しな
ければならない。

（使用許可内容の変更）

第4条 使用者は、使用許可を受けた内容を変
更しようとする場合は、カーシェルター野水
使用許可内容変更申請書（別記第3号様式）
を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったと

きは、その内容について承認の可否を決定し、カーシェルター野水使用許可内容変更承認可否通知書（別記第4号様式）を当該申請をした者に対し交付するものとする。

（申出による使用許可の取消し）

第5条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、カーシェルター野水使用許可取消届（別記第5号様式）に第3条第1項の規定により交付された使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、カーシェルター野水使用許可取消承認通知書（別記第6号様式）を当該申請をした者に対し交付するものとする。

（目的外使用許可の申請）

第6条 条例第10条の規定によりカーシェルターの目的外使用の許可を受けようとする者は、カーシェルター野水目的外使用許可申請書（別記第7号様式。以下「目的外使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の目的外使用許可申請書の提出期間は、使用しようとする日前2月から14日までの期間とする。ただし、やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

（目的外使用の許可）

第7条 市長は、条例第10条の規定に基づきカーシェルターの目的外使用の許可（以下「目的外使用許可」という。）をするときは、目的外使用料の納付があった後、カーシェルター野水目的外使用許可書（別記第8号様式。以下「目的外使用許可書」という。）を前条に規定する申請をした者に対し交付するものとする。

2 前項の規定により目的外使用許可書の交付を受けた者（以下「目的外使用者」とい

う。）は、市長から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（目的外使用許可内容の変更）

第8条 目的外使用者は、目的外使用許可を受けた内容を変更しようとする場合は、カーシェルター野水目的外使用許可内容変更申請書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について承認の可否を決定し、カーシェルター野水目的外使用許可内容変更承認可否通知書（別記第10号様式）を当該申請をした者に対し交付するものとする。

（申出による目的外使用許可の取消し）

第9条 目的外使用者は、自らの都合により目的外使用許可の取消しを受けようとするときは、カーシェルター野水目的外使用許可取消届（別記第11号様式）に第7条第1項の規定により交付された目的外使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、カーシェルター野水目的外使用許可取消承認通知書（別記第12号様式）を当該申請をした者に対し交付するものとする。

（使用許可の順位）

第10条 使用許可及び目的外使用許可の順位は、使用許可申請書又は目的外使用許可申請書を受理した順による。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用上の遵守事項）

第11条 条例第8条第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害対策の措置が講じられたときは、直ちに利用を中止すること。
- (2) 条例第4条各号に規定する行為を行わないこと。

(3) 使用後は環境美化に努め、ごみ等を持ち帰ること。

(4) その他カーシェルターを保全し、他人の迷惑にならないようにするため、市長が指示する事項に従うこと。

(目的外使用料の納入)

第12条 第7条の規定によりカーシェルターの目的外使用許可を受ける者は、目的外使用料の全額を一括して当該使用期間の開始日前7日までに納入しなければならない。ただし、特に市長が認めるもの並びに条例別表備考に規定する電気、水道及び下水道の使用料については、この限りでない。

(目的外使用料の減免)

第13条 条例第12条の規定により目的外使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用する場合
全額

(2) 他の地方公共団体又はその他の公共団体において、公用若しくは公共用に供する使用であって、特に必要があると認める場合
目的外使用許可ごとに市長が定める額

(3) 前2号に定める場合のほか、公益上特に必要があると認める場合
目的外使用許可ごとに市長が定める額

2 前項の規定により目的外使用料の減額又は免除を受けようとする者は、カーシェルター野水目的外使用料減免申請書（別記第13号様式）を目的外使用許可申請書に添付しなければならない。

(目的外使用料の還付)

第14条 条例第13条ただし書の規定により目的外使用料を還付する場合は、次のとおりとする。

(1) 市において公用又は公共用に供する必要が生じ、その使用の許可を取り消し、又は

その使用を停止したとき。

(2) 目的外使用者の申請により使用の中止を認めたとき。

(3) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用の開始又は継続ができなくなったとき。

2 前項の規定により還付することができる目的外使用料の額は、使用許可期間の残存期間の目的外使用料に相当する額とする。

(施設の破損等の届出)

第15条 使用者又は目的外使用者は、カーシェルターの施設又は附帯設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第11号

亀岡市社会体育施設条例施行規則
の一部を改正する規則

亀岡市社会体育施設条例施行規則（平成26年亀岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「条例第4条第1項」を「条例第5条第1項」に改める。

第3条第1項中「条例第4条」を「条例第5条第1項」に改める。

第7条の見出し中「使用料」の次に「及び目的外使用料」を加え、同条第1項中「条例第9条」を「条例第10条及び第14条」に改め、「使用料」の次に「及び目的外使用料」を加え、同条第2項中「規定により使用料」の次に「及び目的外使用料」を加える。

第8条第1項中「条例第10条ただし書」を「条例第11条ただし書」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第12号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の4第1項中「1時間（使用時間が1時間を超える場合は15分）」を「1時間又は15分」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「1時間」を「1時間又は15分」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第13号

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年亀岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「1時間（使用時間が1時間を超える場合は15分）」を「1時間又は15分」に改める。

第14条第3項中「10の項、12の項、13の項、15の項、18の項から21の項」を「11の項、13の項、14の項、16の項、19の項、21の項から23の項」に改め、同条第4項中「15の項及び18の項から21の項」を「16の項、19の項及び21の項から23の項」に改める。

第17条中「16の項及び17の項」を「17の項及び18の項」に改める。

別表第3中21の項を23の項とし、20の項を22の項とし、19の項を21の項とし、同項の前に次の1項を加える。

20 生後満1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内で必要とする期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親とし
--	--

	て委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
--	--

別表第3中18の項を19の項とし、8の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、7の項の次に次の1項を加える。

8 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
---	----------------

別表第4を次のように改める。

別表第4(第14条関係)

事由	期間
1 生理のため勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間
2 会計年度任用職員が公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	90日(結核性の疾病の場合にあっては、180日)以内で必要と認められる期間

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市職員互助会規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第14号

亀岡市職員互助会規則の一部を改
正する規則

亀岡市職員互助会規則（昭和34年亀岡市規
則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、
第6号を第5号とする。

第7条中「給料の月額の100分の1.2」
を「月額5,000円」に改める。

第9条第4項中「、亀岡市職員連絡会」を削
る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第15号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和35年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中

「

4級	1 主幹の職務 2 副所長の職務（みらい教育リサーチセンター副所長を除く。） 3 副園長の職務 4 かめおか乳幼児教育センター所長の職務 5 事務局次長の職務（議会事務局次長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長及び公平委員会事務局次長を除く。）
5級	1 所長の職務（かめおか乳幼児教育センター所長、消費生活センター所長、川東保育所長、中部保育所長、第六保育所長、学校給食センター所長及びみらい教育リサーチセンター所長を除く。） 2 園長の職務（保津こども園長を除く。） 3 館長の職務（図書館長を除く。） 4 副館長の職務 5 みらい教育リサーチセンター副所長の職務 6 選挙管理委員会事務局次長の職務 7 監査委員事務局次長の職務 8 公平委員会事務局次長の職務
6級	1 消費生活センター所長の職務 2 川東保育所長、中部保育所長及び第六保育所長の職務 3 保津こども園長の職務 4 教育部次長の職務 5 学校給食センター所長の職務 6 図書館長の職務 7 みらい教育リサーチセンター所長の職務 8 事務局長の職務（議会事務局長を除く。） 9 議会事務局次長の職務

」

を
「

4級	1 主幹の職務 2 副所長の職務 3 副園長の職務 4 かめおか乳幼児教育センター所長の職務 5 事務局次長の職務（議会事務局次長、監査委員事務局次長及び公平委員会事務局次長を除く。）
5級	1 所長の職務（かめおか乳幼児教育センター所長、消費生活センター所長、中部保育所長、第六保育所長及び学校給食センター所長を除く。） 2 園長の職務 3 館長の職務（文化資料館長及び図書館長を除く。） 4 副館長の職務 5 監査委員事務局次長の職務 6 公平委員会事務局次長の職務
6級	1 文化資料館長 2 消費生活センター所長の職務 3 健康福祉部次長の職務 4 中部保育所長及び第六保育所長の職務 5 教育部次長の職務 6 学校給食センター所長の職務 7 図書館長の職務 8 事務局長の職務（議会事務局長を除く。） 9 議会事務局次長の職務

」

に改める。

別表第5を次のように改める。

【別表 省略】

別表第6を次のように改める。

【別表 省略】

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第16号

管理職手当支給規則の一部を改正する規則

管理職手当支給規則（昭和34年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

89,500円
83,900円
73,700円
63,300円
52,900円
46,700円
70,400円
60,500円
50,600円
44,600円

」

を

「

97,700円
90,700円
79,200円
67,700円
56,100円
49,000円
73,800円
62,800円
52,000円
45,400円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- （条例附則第2項の規定の適用を受ける職員に関する読替え）
- 2 条例附則第2項の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の管理職手当支給規則第3条の適用については、別表第2中「97,700円」とあるのは、「139,500円」とする。

「揭示済」

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第17号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「種別割」及び「（種別割）」を削る。

第17条中「第463条の5、第463条の25」を「第458条」に改める。

第38条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「による種別割」を「によ

る軽自動車税」に改め、「（種別割）」を削る。

第40条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項中「（種別割）」を削る。

第41条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項中「（種別割）」を削る。

第42条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第44条の見出し中「種別割」を削り、同条中「（種別割）」を削る。

別記様式目次中「（種別割）」を削る。

別記第5号様式、別記第32号様式、別記第59号様式（その1）、別記第59号様式（その2）、別記第61号様式、別記第62号様式中「（種別割）」を削る。

別記第63号様式の2備考中「条例第77条第1号ア」を「条例第77条第1号ア及びウ」に、「条例第77条第1号ウ」を「条例第77条第1号エ」に、「条例第77条第1号エ」を「条例第77条第1号オ」に改める。

別記第64号様式中「（種別割）」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第18号

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市営住宅管理条例施行規則（平成9年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

団地名	構 造	戸数	戸当たり専用床面積	竣工年月	建設年度
平和台住宅	準耐火構造（二階建て）	5戸	46.00㎡	昭和29年12月	昭和28年度
〃	準耐火構造（二階建て）	5	46.00	昭和30年9月	昭和29年度
〃	木造（平屋建て）	2	34.70	昭和29年11月	〃

」

を

「

団地名	構 造	戸数	戸当たり専用床面積	竣工年月	建設年度
平和台住宅	準耐火構造（二階建て）	5戸	46.00㎡	昭和30年9月	昭和29年度
〃	木造（平屋建て）	1	34.70	昭和29年11月	〃

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第20号

亀岡市乳児等通園支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月4日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第1項及び第2項に規定する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施について、亀岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年亀岡市条例第37号）及び亀岡市乳児等通園支援事業の実施に関する規則（令和7年亀岡市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園・保育所・幼稚園 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する認定こども園、保育所及び幼稚園をいう。
- (2) 小規模保育事業所 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。

- (3) 企業主導型保育事業所 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第1条に規定する施設をいう。
- (4) 認可外保育施設 法第59条の2第1項の規定に基づく届出をした施設をいう。
- (5) 市立保育所等 亀岡市立認定こども園条例（令和元年亀岡市条例第53号）第3条に定める亀岡市立認定こども園及び亀岡市立保育所条例（昭和30年亀岡市条例第51号）第2条に定める亀岡市立保育所をいう。
- (6) 私立保育所等 社会福祉法人その他の法人が経営する市内に所在する認定こども園・保育所・幼稚園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所及び認可外保育施設をいう。
- (7) 実施園 市長が指定した市立保育所等及び法第34条の15第2項の規定に基づき市長の認可を受けた私立保育所等をいう。
- (8) 施設長 実施園の施設長をいう。
- (9) 一般型乳児等通園支援事業 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」という。）第20条第2項に規定する一般型乳児等通園支援事業をいう。
- (10) 余裕活用型乳児等通園支援事業 設備運営基準第20条第3項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業をいう。

(実施方法等)

第3条 実施園は、事業を実施するに当たっては、国要綱（「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について」（令和7年3月31日こ成保第257号こども家庭庁成育局長）の別紙に定める「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」をいう。）及びこの要綱を遵守しなければならない。

2 実施園は、当該施設の開所時間の範囲内に

において、1回当たり1時間以上の利用可能枠を定めるものとする。

- 3 実施園は、利用可能枠の範囲内において利用の申込みがあった場合には、当該児童の受入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難であると施設長が判断した場合には、受入れをしないことができる。
- 4 実施場所は、実施園内とする。
- 5 実施園は、第2項で定めた利用可能枠について定員及び受入年齢を設定するものとする。
- 6 実施日数は、事業の利用ニーズや受入体制を考慮し、適切に設定するものとする。
- 7 実施園は、初回利用の前に、保護者と面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、児童の特徴や保護者の意向等を把握するものとする。
- 8 実施園は、慣れるまで時間のかかる児童に対する対応として、利用の初期に親子通園をさせることができる。ただし、親子通園の長期化その他児童の育ちの妨げになることがないよう留意しなければならない。
- 9 実施園は、集団における児童の育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。
- 10 実施園は、児童を養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言等を行うものとする。
- 11 実施園は、利用中の配慮が必要であると確認した家庭について、市長に報告するとともに、市と協力し関係機関との連携を図るものとする。

（利用認定の申請等）

第4条 対象児童（規則第3条各号のいずれにも該当する児童をいう。以下同じ。）の保護者は、事業の利用に当たり、実施園への利用の申込みを行う前に、次に掲げる事項について、市長が別に定める電子情報処理組織を利

用した方法により市長に申請し、利用の認定を受けなければならない。

- (1) 対象児童の保護者の氏名及び住所
- (2) 対象児童の氏名及び生年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、認定する場合は、こども家庭庁が開発し、自治体に提供されたこども誰でも通園制度総合支援システム（以下「システム」という。）により、こども誰でも通園制度における対象こども認定証（以下「認定証」という。）を申請者に通知するものとする。また、認定をしない場合は、亀岡市乳児等通園支援事業利用不認定通知書（別記第1号様式）により申請者に通知するものとする。（利用の申込み）

第5条 前条第2項前段の規定により認定証の通知を受けた対象児童（以下「認定子ども」という。）の保護者（以下「保護者」という。）は、事業を利用しようとするときは、システムにより利用を希望する実施園に申し込むものとする。この場合において、当該保護者は、利用を希望する実施園に対して、認定証を提示し、認定子どもの状況その他の事業の利用に必要な情報を提供しなければならない。

（利用者負担）

第6条 事業を利用した保護者は、当該事業に係る経費として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより納入しなければならない。

- (1) 市立保育所等 別表に定める利用料及び食費、教材費等（以下「利用料等」という。）を、利用した日から起算して14日（その日が亀岡市の休日を定める条例（平成3年亀岡市条例第17号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その翌日）以内に亀岡市に納入しなければならない。

い。

- (2) 私立保育所等 別表に定める利用料等を、各実施園の施設長が定める日までに納入しなければならない。

2 実施園は、食費、教材費等の実費を徴収するときは、事業を利用する保護者に事業を利用する前に同意を得なければならない。

(利用料の免除)

第7条 市長は、事業を利用する認定子どもの属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項各号に規定する利用料について、当該各号に定める金額を減免する。

- (1) 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である世帯 全額

- (2) 事業を利用する日の属する年度（その日が4月から8月までの間にあっては、前年度）の市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯（前号に掲げる場合を除く。）及び要支援児童又は要保護児童の属する世帯 200円

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた世帯 市長が認めた額

2 前項の規定により利用料の減免を受けようとする保護者は、事業を利用する前に利用料の減免の申請をしなければならない。この場合において、保護者は、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない（システムによる申請の場合を含む。）。

- (1) 前項第2号又は第3号に該当する世帯のうち、事業を利用する年の前年又は当年1月1日時点で国外在住の世帯 市が指定する年の収入が分かる書類

- (2) 前項第2号又は第3号に該当する世帯のうち、事業を利用する年の前年又は当年1月1日時点で市外在住の世帯（前号に該当する場合を除く。） 市が指定する年度の課税証明書

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、亀岡市乳児等通園支援事業利用料減免承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

4 実施園は、前項の規定による利用料の減免を受けた認定子どもが当該実施園の事業を利用した場合は、1月ごとに市長に報告するものとし、全額免除の場合は、利用料を当該対象児童の保護者に請求しないものとする。

5 市長は、実施園から前項の報告があったときは、利用料の減免を受けた保護者に利用料の軽減として補助すべき額の限度内において、当該保護者に代わり、当該実施園に支払う。

6 前項の規定による支払いがあったときは、保護者に対し補助があったものとみなす。

(キャンセルの取扱い)

第8条 キャンセルに伴う利用料等の取扱いについては、市長が別に定める。

(個人情報の保護)

第9条 実施園において事業に携わる者（その職を退いたものを含む。）は、当該事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

2 実施園は、個人情報の保護を十分に遵守するための措置を講ずるものとする。

(関係書類の整備)

第10条 実施園は、事業に係る書類を、当該事業年度の終了後から5年間保管しておかなければならない。

(報告等)

第11条 市長は、事業の実施に当たって必要と認めるときは、実施園に対し、関係する書類の提出又は提示を求め、又は実施園に立ち入り、調査若しくは質問を行うことができる。

(周知)

第12条 市長は、実施園について、亀岡市

ホームページ等に掲載する方法により周知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別表、別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第21号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年3月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度介護保険料督促状 第8期分

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第22号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第23号

亀岡市ふるさと住民登録制度実施要綱を次のように定める。

令和8年3月9日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市ふるさと住民登録制度実施
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、亀岡市外に住みながら本市と継続的に関わる意思のある者を亀岡市ふるさと住民（以下「ふるさと住民」という。）として登録し、関係人口の規模や地域との関係性などを把握するとともに、関わりを多様な形でサポートすることで関係性を更に深め、地域の担い手確保や地域経済の活性化等に寄与することを目的とした亀岡市ふるさと住民登録制度（以下「ふるさと住民登録制度」という。）の実施について定めるものとする。

(登録資格)

第2条 ふるさと住民として登録できる者は、前条に規定する趣旨に賛同する亀岡市外に居住する者で、ふるさと住民として1年以上登録できるものとする。ただし、未成年者の場合については、親権者等法定代理人の同意を得た者に限る。

(登録手続)

第3条 ふるさと住民として登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、市長が別に定める方法により登録を申し込むものとする。

2 登録希望者は、次に掲げる事項に同意するものとする。

- (1) 市が、ふるさと住民の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定する為に必要な情報を名簿に登録すること。
- (2) ふるさと住民登録制度の運営上必要な場合に限り、前号に規定する情報その他本制

度において得た個人に関する情報（以下「登録情報」という。）を利用すること。

(3) 登録されたメールアドレス宛てに市から情報を発信すること。

(4) 登録情報の一部又は全部について、国が構築を進める「ふるさと住民登録制度」に連携又は移行する場合があること。

(登録費用及び年間費用)

第4条 ふるさと住民の登録費用及び年間費用は、無料とする。

(届出義務等)

第5条 ふるさと住民は、登録情報に変更が生じた場合又はふるさと住民の登録の取消しを希望する場合は、市長に速やかに届け出るものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふるさと住民の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する登録の取消しの届出があったとき。
- (2) 登録情報に虚偽の事項があったとき。
- (3) 同一人物による重複登録が確認されたとき。
- (4) 亀岡市内に転入したとき。
- (5) 市に対する名誉棄損や公序良俗に反する行為があったとき。
- (6) その他市長がふるさと住民として不適当と認めたとき。

(市の役割)

第7条 市は、ふるさと住民に対し、次の行為を提供するものとする。

- (1) 亀岡市に関する情報の提供
- (2) ふるさと住民への特典・サービスの提供
- (3) その他ふるさと住民登録制度の目的達成に必要な活動

(個人情報の保護)

第8条 ふるさと住民における個人情報の取扱

いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号）の定めるところによる。

（事務局）

第9条 ふるさと住民登録制度に関する事務を処理するため、政策企画部企画調整課内に事務局を置く。

2 市長は、適切な事務運営が確保できると認められる事業者に前項の事務の一部を委託することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、ふるさと住民登録制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第24号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年3月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
5	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
6	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和7年度 令和6年度 過2期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和7年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
33	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
34	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
35	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
36	督促状	令和7年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第25号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年3月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和7年度 市民税・府民税・森林環境税
税額変更通知書
- 2 送達を受けるべき者
住 所 省略
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法
第20条の2第3項の規定により、告示の日
から起算して7日を経過した時点で書類の送
達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和8年3月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
名 称 ルミーズ株式会社
所在地 長野県小諸市本町3-2-25
菱屋本町ビル
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
行政キオスク端末におけるキャッシュレス
決済利用に係る住民票関係証明書、印鑑登録
関係証明書の交付手数料
- 3 指定をした日
令和7年12月1日
- 4 指定の期日
令和8年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和8年3月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
名 称 ブリッジ・モーション・トゥモ
ロー株式会社
所在地 東京都品川区西五反田7-7-
7 SGスクエア7階

- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
行政キオスク端末におけるキャッシュレス
決済利用に係る住民票関係証明書、印鑑登録
関係証明書の交付手数料
- 3 指定をした日
令和7年12月1日
- 4 指定の期日
令和8年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第28号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明のため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年3月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和7年度 督促状 市府民税 随1期	省略	省略
2	令和7年度 督促状 市府民税 随1期	省略	省略
3	令和7年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
4	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
5	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
6	令和7年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
7	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
8	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
9	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
10	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
11	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
12	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
13	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
14	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
15	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
16	令和7年度 督促状 市府民税 過年度1期	省略	省略
17	令和7年度 督促状 軽自動車税（種別割）	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第29号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、令和8年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

令和8年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間

令和8年4月1日から
令和8年6月1日まで
(閉庁日を除く。)
- 2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市市民生活部税務課

「揭示済」

亀岡市告示第30号

亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱（平成24年亀岡市告示第67号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条中「有機溶剤」の次に「、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第31号

亀岡市文化財保護条例（昭和43年亀岡市条例第43号）第6条第1項の規定に基づき次の文化財を亀岡市指定文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

指定名称	種別	所有者	所在地
丹波亀山城鯨瓦	歴史資料	亀岡市	亀岡市古世町中内坪1番地
村上邸のカヤ	天然記念物	村上 浩子	亀岡市保津町西馬場42-1, 43-1
石門心学関係資料	歴史資料	石田 二郎	亀岡市東別院町東掛六田18

「揭示済」

亀岡市告示第32号

亀岡市立保育所及び認定こども園給食費の徴収に関する要綱（令和元年亀岡市告示第178号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条の表中「3, 200円」を「3, 400円」に改め、「4, 500円」を「4, 800円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和8年4月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第33号

亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱（令和3年亀岡市告示第39号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第34号

亀岡市空き家流動化促進事業補助金交付要綱（令和3年亀岡市告示第58号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第35号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を変更したので、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第6項の規定により、当該指定区域の変更に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 変更した区域の名称及び土地の区域
馬路地区（亀岡市馬路町、河原林町河原尻、千歳町千歳 地内）
河原林町河原尻地区（亀岡市河原林町河原尻 地内）
河原林町勝林島地区（亀岡市河原林町勝林島 地内）
千代川地区（亀岡市千代川町 地内）

2 変更した予定建築物等の用途

【河原林町河原尻地区】

【開発行為】

- (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
- (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
- (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居

専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

[建築行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを

除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

- (2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあっては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

- (4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）

- (5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

- (6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の

合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (7) 診療所
- (8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

【河原林町勝林島地区】

〔開発行為〕

次の(1)から(7)までに掲げるもの（(3)から(7)までに掲げるもののうち土砂災害警戒区域又は洪水等が発生した場合に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を含む敷地面積が1,000平方メートル以上のものについては、安全上及び避難上の対策を実施するものに限る。）

- (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあっては150平方メートル以上のもの、その他のものにあっては300平方メートル以上のものに限る。）
- (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自

己の居住の用に供するものにあっては150平方メートル以上のもの、その他のものにあっては300平方メートル以上のものに限る。）

- (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

〔建築行為〕

次の(1)から(10)までに掲げるもの（(5)から(10)までに掲げるもののうち土砂災害警戒区域又は洪水等が発生した場合に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を含む敷地面積が1,000平方メートル以上のものについては、安全上及び避難上の対策を実施するものに限る。）

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（〔開発行為〕(1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（〔開発行為〕(1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあっては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床

面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

(7) 診療所

(8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第36号

亀岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱
(令和6年亀岡市告示第198号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条第1項中「2,500万円」を「3,000万円」に、「1.5倍以上2倍未満」を「2倍以上3倍未満」に、「3,500万円、2倍以上」を「4,000万円、3倍以上4倍未満」に改め、「5,000万円」の次に「、4倍以上である場合にあっては5,500万円」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 令和8年3月31日までに総務省要綱第9条の規定により、市長が交付申請を行った事業に対する補助金については、なお従前の例による。
- 3 令和8年3月31日までに別途定められた事業実施計画書を総務省に提出し、令和8年4月1日以降に市長が交付申請を行った事業における改正後の亀岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)第5条の規定の適用については、改正後の補助限度額が改正前の補助限度額を下回る場合に限り、なお従前の例による。
- 4 補助事業の事業期間が複数年度であって、令和8年3月31日までに総務省要綱第10

条の規定により、市長が事業初年度の交付決定を受けた事業における新要綱第5条の規定の適用については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第37号

亀岡市外部公益通報に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市外部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の規定に基づき、外部公益通報を適切に処理するため、市がとるべき措置等必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(外部公益通報窓口の設置)

第3条 市長は、外部公益通報を処理し、及び外部公益通報に関する相談に応じるため、外部公益通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を総務部総務課に設置する。

2 通報窓口は、担当部署(本市において、通報された事実について処分又は勧告等をする権限に関する事務を所掌する部署をいう。)と協力して対応するものとする。

(外部公益通報の処理)

第4条 市長は、外部公益通報を受けた場合は、通報対象事実及び関係事業者並びに通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる証拠書類等の有無について、確認を行い、その内容を公益通報内容整理票（別記様式）に記入するものとする。

2 市長は、前項の外部公益通報の内容を審査し、処分又は勧告等をする権限を有する通報対象事実に係る外部公益通報と認められるときは、当該通報を受理し、通報を行った外部の公益通報者（以下「外部公益通報者」という。）に遅滞なく通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、処分又は勧告等をする権限を有する通報対象事実に係る外部公益通報でないと認めたときは、当該通報を不受理としたことを外部公益通報者に遅滞なく通知するものとする。

（調査の実施）

第5条 市長は、前条第2項の規定により外部公益通報を受理したときは、遅滞なく必要な調査（以下「調査」という。）を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、調査を行う必要性が認められない場合は、調査を行わないこととし、外部公益通報者にその旨通知するものとする。

3 市長は、適正な法執行の確保、外部公益通報者の秘密保持並びに利害関係人の正当な利益及び公共の利益の保護に配慮し、必要かつ相当と認められる方法により、調査を行い、特別な事情があるときは、弁護士その他の識見を有する者に調査を依頼することができる。

（教示）

第6条 市長は、当該通報対象事実について、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を、外部公益通報者に遅

滞なく教示するものとする。

（是正措置）

第7条 市長は、調査の結果、通報対象事実があると認めたときは、速やかに法令に基づく措置その他適当な措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

（調査状況等の通知）

第8条 市長は、調査の進捗状況及び結果並びに是正措置等の内容について、適宜、外部公益通報者に通知するよう努めるものとする。ただし、外部公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（秘密保持等）

第9条 外部公益通報の処理に従事する者は、外部公益通報に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

2 外部公益通報を受けた事案について、特別の利害関係を有する職員は、当該外部公益通報に係る事務に関与してはならない。

（外部公益通報の調査への協力）

第10条 市長は、他の行政機関から外部公益通報に関する調査の協力を求められたときは、これに協力するものとする。

（外部公益通報以外の通報の取扱い）

第11条 市長は、外部公益通報以外の通報の内容が法令遵守の観点から外部公益通報に準じた取扱いをすべきものであると判断したときは、外部公益通報に準じて適切に処理するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第 3 8 号

亀岡市立地適正化計画を変更したので、都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 8 1 条第 2 4 項において準用する同条第 2 3 項の規定により、次のとおり告示し、当該計画書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 計画の名称
亀岡市立地適正化計画
- 2 計画区域
亀岡市都市計画区域
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神 8 番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第 1 号

庁中一般

亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成 1 8 年亀岡市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。
(5) 公共料金明細サービス（金融機関が引き落とす料金の請求金額を、事前に確認できるサービスをいう。）を利用した支出命令の審査及び支払決定に関すること。

附 則

この訓令は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

令和8年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市事務処理規程の一部を改正
する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令
第2号）の一部を次のように改正する。

第26条第11号から第14号までを次のよ
うに改める。

- (1) 医療費等支払資金貸付事業に関する事
- (2) 国民健康保険の保健事業・特定健診に
関すること。
- (3) 国民健康保険事業納付金及び保険給付費
等交付金に関する事。
- (4) 京都府国民健康保険団体連合会負担金
（国民健康保険事業に限る。）に関する
事。

第26条第15号及び第16号を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第23号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和8年3月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工 事 番 号 | 水配替第11号 |
| (2) 工 事 名 | 国道477号（東加舎）交通安全事業に伴う配水管移設工事（その2） |
| (3) 工 事 場 所 | 亀岡市本梅町地内 |
| (4) 工 事 種 別 | 水道施設工事 |
| (5) 工 事 概 要 | 配水管布設工
HPPEφ75 L=11.0m
配水管仮設工 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 6,347,000円
【入札書比較価格（税抜）5,770,000円】 |
| (7) 工 期 | 契約日の翌日から120日間 |
| (8) 部 分 払 | 無 |
| (9) 前 金 払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (11) 最低制限価格 | 採用 |
| (12) 入 札 保 証 金 | 免除 |
| (13) 契 約 保 証 金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者 |

が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (4) 支給材料及び貸与品 無
- (5) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。）
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)、2(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年3月2日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和8年3月2日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和8年3月10日（火） 午前9時から 令和8年3月11日（水） 午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和8年3月12日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和8年3月9日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和8年3月12日（木）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和8年3月13日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和8年3月17日（火） 午前9時から 令和8年3月18日（水） 午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和8年3月19日（木） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第 2 4 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 4 条第 1 項の規定により亀岡市篠町篠洗川土地区画整理組合の設立を認可した。

令和 8 年 3 月 5 日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 組合の名称
亀岡市篠町篠洗川土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和 8 年 3 月 5 日から
令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
- 3 施行地区の区域
亀岡市篠町篠洗川、篠向谷、森下タン条、森下垣内及び森向坂の各一部
- 4 事務所の所在地
亀岡市大井町南金岐尾垣内 9 番地
- 5 設立認可の年月日
令和 8 年 3 月 5 日
- 6 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで
- 7 公告の方法
この組合の事務所又は亀岡市役所の掲示板に掲示して行う。

「掲示済」

亀岡市公告第 2 5 号

亀岡市篠町篠洗川土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 2 1 条第 6 項の規定により公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 5 日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧に供する図書
施行地区及び設計の概要を表示する図書
- 2 縦覧期間
土地区画整理法第 4 5 条第 5 項又は第 1 0 3 条第 4 項の公告の日まで
- 3 縦覧時間
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 縦覧場所
亀岡市安町野々神 8 番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「掲示済」

亀岡市公告第26号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この業務は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和8年3月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務の概要等

- (1) 業務番号 7業委第11号
- (2) 業務名 市道並河蚊又線建物撤去設計業務委託
- (3) 業務場所 亀岡市大井町並河地内
- (4) 業務種別 建築業務
- (5) 業務内容 解体設計業務
 - 計画施設概要
 - 平成5年完成（32年経過）延362.10㎡、782.40㎡
 - 業務委託概要
 - 解体設計及び積算業務 一式
- (6) 予定価格（税込）4,906,000円
 - 【入札書比較価格（税抜）4,460,000円】
- (7) 履行期間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 不採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 有
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査において、「建築」に登録している者のうち、京都府内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所を置く者とする。また、入札参加者は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 仕様書に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、京都府又は亀岡市の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年3月6日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和8年3月6日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和8年3月13日（金） 午前9時から 令和8年3月16日（月） 午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和8年3月17日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和8年3月12日（木）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和8年3月13日（金）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和8年3月16日（月）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和8年3月18日（水） 午前9時から 令和8年3月19日（木） 午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和8年3月23日（月） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務委託契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 総務部 契約検査課
（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第27号

令和6年1月17日付け亀岡市公告第5号で
公告した旧農業経営基盤強化促進法（昭和55

年法律第65号）第18条第1項により定めた農用地利用集積計画について一部を取り消したので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和8年3月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 取り消した農用地利用集積計画

令和6年1月17日付け亀岡市公告第5号の一部

2 縦覧期間

令和8年3月12日以後、常時備え置くこととする。

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第28号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により地域計画を変更したので、同条第8項の規定により公告し、当該地域計画を次により縦覧に供する。

令和8年3月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和8年3月13日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第29号

令和7年3月31日付け亀岡市公告第32号で公告した地域計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、その当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の変更案について、令和8年3月30日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

令和8年3月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 令和8年3月16日
至 令和8年3月30日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第30号

令和7年亀岡市公告第110号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格

者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、令和9年4月1日までとする。

令和8年3月16日

亀岡市長 桂川孝裕

合格者受験番号

かめおか方式

事務（上級）

1002 1012 1021 1029

建築（上級）

3002

学芸員

6002

「揭示済」

亀岡市公告第31号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、令和8年4月16日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案

に対して異議があるときは、令和8年4月17日（縦覧期間満了の日の翌日）から令和8年5月1日までにこれを申し出ることができる。

令和8年3月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 令和8年3月18日

至 令和8年4月16日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第32号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項の規定により、次のとおり民間事業者を選定したため、森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）第33条第3項の規定により民間事業者の選定結果を公告する。

令和8年3月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 民間事業者の募集期間

令和7年10月17日から

令和8年1月13日まで

2 応募事業者数

2者

3 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会開催日

令和8年3月10日

4 経営管理実施権設定候補森林

別紙のとおり

5 選定結果

西別院町犬甘野地区

整理番号	提 案 者	結 果
1	日吉町森林組合	不採用
2	亀岡市森林組合	採用

【別紙 省略】

「揭示済」

亀岡市公告第33号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項の規定により、次のとおり民間事業者を選定したため、森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）第33条第3項の規定により民間事業者の選定結果を公告する。

令和8年3月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 民間事業者の募集期間

令和7年10月17日から

令和8年1月13日まで

2 応募事業者数

1者

3 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会開催日

令和8年3月10日

4 経営管理実施権設定候補森林
別紙のとおり

5 選定結果
東本梅町松熊地区

整理番号	提 案 者	結 果
1	亀岡市森林組合	採用

【別紙 省略】

「揭示済」

亀岡市公告第34号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定により亀岡市鳥獣被害防止計画を策定する。

なお、策定した計画は、令和8年4月1日に効力を生じるものとし、亀岡市役所において縦覧に供する。

令和8年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課
- 2 縦覧期間
令和8年3月26日から
令和8年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市公告第35号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により地域計画を変更したので、同条第8項の規定により公告し、当該地域計画を次により縦覧に供する。

令和8年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
令和8年3月31日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

川 勝 啓 史
亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます
内 藤 一 徳
亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します
任期は令和8年6月26日までとします
令和8年3月2日

安 藤 進
亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます
令和8年3月15日

尾 鼻 裕 一
亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します
任期は令和9年3月14日までとします

西 平 早 希
亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します
任期は令和9年7月20日までとします

中 藪 希 人
亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます
出 嶋 克 臣
亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

中 道 宣 人
亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
任期は令和8年9月4日までとします
令和8年3月16日

小 川 宜 久
亀岡市人権尊重推進審議会委員に委嘱します
令和8年3月25日

(各 通) 福 島 達 夫
大 西 正 乗
亀岡市介護認定審査会委員の委嘱を解きます
令和8年3月31日

議会事務局欄

規 程

亀岡市議会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

亀岡市議会議長 小川克己

亀岡市議会規程第1号

亀岡市議会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程

亀岡市議会における地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6の規定に基づくサイバーセキュリティを確保するための方針に関し必要な事項については、情報セキュリティポリシー（亀岡市情報化の推進に関する規程（平成25年亀岡市訓令第4号）及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程（平成27年亀岡市訓令第5号））の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

監査委員欄

規程

亀岡市監査委員サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

亀岡市代表監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員規程第1号

亀岡市監査委員サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程

亀岡市監査委員における地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6の規定に基づくサイバーセキュリティを確保するための方針に関し必要な事項については、情報セキュリティポリシー（亀岡市情報化の推進に関する規程（平成25年亀岡市訓令第4号）及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程（平成27年亀岡市訓令第5号））の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

公 表

亀岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 木村 勲

- 1 監査の種類
令和7年度定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象
監査対象課に係る令和7年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について
- 3 監査の着眼点
市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- 4 監査の主な実施内容
監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長への聴取を行った。
- 5 監査の実施場所及び日程
 - (1) 監査の実施場所
監査委員室

(2) 監査日程

対象課	監査期間	ヒアリング実施日
○市民生活部 市民課 火葬場整備推進課 保険医療課 税務課 ○まちづくり推進部 都市計画課 都市整備課 桂川・道路交通課 土木管理課 建築住宅課 ○全国都市緑化フェア推進室 全国都市緑化フェア推進課 全国都市緑化フェア整備課	令和8年1月13日から 令和8年3月31日まで	令和8年2月17日 令和8年2月18日 令和8年2月19日

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 市民生活部

以下の各課に係る令和7年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 市民課

特に指摘する事項はなかった。

イ 火葬場整備推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 保険医療課

特に指摘する事項はなかった。

エ 税務課

特に指摘する事項はなかった。

(2) まちづくり推進部

以下の各課に係る令和7年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 都市計画課

特に指摘する事項はなかった。

イ 都市整備課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 桂川・道路交通課

- (ア) JR千代川駅地区東西自由通路整備事業に伴う嵯峨野線千代川構内自由通路新設工事の施行に係る基本協定書第6条第1項に基づく2025年度協定書第4条において、工事費の概算払を請求できる旨定めているが、前金払によって支出が行われていた。

これらは、支出の方法の特例として、地方自治法、地方自治法施行令及び亀岡市財務規則において明確に区別されている。

2025年度協定書に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 土木管理課

特に指摘する事項はなかった。

オ 建築住宅課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 全国都市緑化フェア推進室

以下の各課に係る令和7年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 全国都市緑化フェア推進課

特に指摘する事項はなかった。

イ 全国都市緑化フェア整備課

特に指摘する事項はなかった。

7 意見

以上が、市民生活部等における令和7年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた以下の点については、今後の事務処理において留意されたい。

各種契約等を監査する中で、契約書の業務名等の記載を誤り、書類の作成や記載事項の

確認を形式的に行っているのではないかと危惧されるものがあった。

契約書等作成の際には、ダブルチェックを徹底されたい。

また、従来は月ごとに行っていた業務が、数箇月にわたり滞っていた事例があった。監査を行った時点では処理されていたものの、毎月確実に行っていれば、仮に問題が発覚しても迅速に対応することができ、結果的に職員の負担を軽減することにつながる。

定例の業務については、複数の職員で進捗状況を把握し、適切な時期に、確実に行うよう努められたい。

先に指摘した概算払と前金払については、いずれも債権者は確定しているが、支払期日（債務履行期）が未到来であるというところは同じである。

しかし、概算払は債務金額が未確定の場合に一定金額（概算）をもって支払い、債務金額が確定した時点で精算するものであるのに対し、前金払は債務金額が確定している場合に、その全部又は一部を支払うものであるという違いがある。

ともに支出の方法の特例として地方自治法に定められたものであることから、適正な支出の方法がとられているか、今一度、全庁的に確認されたい。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則及び亀岡市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

亀岡市教育委員会
教育長 川勝哲也

亀岡市教育委員会規則第1号

亀岡市教育委員会事務局事務分掌
規則及び亀岡市教育委員会職員の
職の設置に関する規則の一部を改
正する規則

（亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正）

第1条 亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和40年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び総括指導主事」を「、総括指導主事及び主任指導主事」に改める。

（亀岡市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第2条 亀岡市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成18年亀岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総括指導主事」の次に「、主任指導主事」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

規 程

亀岡市選挙管理委員会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

亀岡市選挙管理委員会規程第1号

亀岡市選挙管理委員会サイバーセキュリティを確保するための方針
に関する規程

亀岡市選挙管理委員会における地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6の規定に基づくサイバーセキュリティを確保するための方針に関し必要な事項については、情報セキュリティポリシー（亀岡市情報化の推進に関する規程（平成25年亀岡市訓令第4号）及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程（平成27年亀岡市訓令第5号））の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

1, 437人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

23,942人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第20号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に
付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

11,971人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第21号

令和8年4月5日執行予定の京都府知事選挙
におけるポスター掲示場の設置場所を次のよう
に定める。

令和8年3月17日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

【省 略】

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第22号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有
権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執
行に関する監査の請求に要する有権者総数の
50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要
する有権者総数の50分の1の数は、次のとお
りである。

令和8年3月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

1,437人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第23号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の
3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教
育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査
委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有
権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

23,943人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第24号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に
付する請求に要する有権者総数の6分の1の数
は、次のとおりである。

令和8年3月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

11,972人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙にお
ける投票管理者及び同職務代理者を次のとおり
選任した。

令和8年3月19日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

令和8年4月5日執行 京都府知事選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区 番 号	投 票 管 理 者		同 職 務 代 理 者	
		氏 名	住 所	氏 名	住 所
亀 岡	1	山 口 勝 弘	省略	大 原 裕 司	省略
	2	武 内 政 一	省略	巻 田 晃 宏	省略
東別院	3	石 田 孝 博	省略	乾 彰 展	省略
西別院	5	中 島 三羊子	省略	近 藤 洋 介	省略
	6	村 上 徹	省略	藤 田 光 裕	省略
曾我部	7	俣 野 昭 夫	省略	松 岡 真 也	省略
	8	和 田 敏 宏	省略	宮 川 泰 一	省略
吉 川	9	赤 田 雅 光	省略	白 崎 徹 也	省略
菟田野	10	松 井 祥 一	省略	山 口 裕 貴	省略
本 梅	12	西 村 誠	省略	竹 岡 将 之	省略
	13	福 井 道 雄	省略	谷 健 太	省略
畑 野	14	石 野 一 哉	省略	岡 本 英 明	省略
	15	谷 口 文 雄	省略	園 田 恭 丈	省略
宮 前	16	柴 田 恒 男	省略	工 藤 彰	省略
	17	森 修 一	省略	山 末 達 也	省略
	18	小 畑 充 弘	省略	橋 本 広 明	省略
大 井	19	島 田 眞 二	省略	中 川 眺	省略
	20	勢 簀 英 明	省略	森 田 幸 治	省略
千代川	21	井 夙 豊 貞	省略	田 村 知 弘	省略
	22	俣 野 謙 三	省略	上 園 千 佳	省略
馬 路	23	井 川 幸 一	省略	西 川 公 典	省略
	24	今 西 良 匡	省略	倉 橋 浩 史	省略
	25	堤 邦 尋	省略	谷 裕 幸	省略
旭	26	平 井 正	省略	野 木 彰 彦	省略
	27	人 見 哲 雄	省略	小 野 憲 司	省略
千 歳	28	渡 邊 正 満	省略	泊 武 宏	省略
	29	廣 瀬 忠 司	省略	廣 瀬 敬 太	省略
	30	杉 崎 正 弘	省略	今 西 洋 希	省略
河原林	31	福 島 利 之	省略	岩 本 尚 志	省略
	32	桂 敏 彦	省略	林 田 和 也	省略
保 津	33	廣 瀬 文 章	省略	山 口 福 子	省略
東本梅	35	山 際 貴 士	省略	松 谷 克 美	省略
	36	中 西 潔	省略	日下部 安 彦	省略
篠	37	尾 松 佳栄子	省略	出 口 直 輝	省略
篠・東つつじ	38	中 龍 雄	省略	石 津 仁	省略
西つつじ	39	野 中 康 朗	省略	串 崎 眞	省略
亀 岡	40	岡 本 保 文	省略	太 田 健一郎	省略
篠	41	吉 城 昭 浩	省略	谷 智 行	省略
南つつじ	42	山 田 実	省略	中 西 孝 臣	省略
東別院	43	山 室 圭 介	省略	曾我部 育	省略
篠	44	岡 村 義 隆	省略	齊 藤 洋 平	省略
千代川	45	廣 瀬 健 次	省略	松 永 恵理子	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和8年3月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安野野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市蒔田野生涯学習センター	亀岡市蒔田野町佐伯西ノ辻9番地1
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町井戸ノ下211番地2
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3
第30投票区	出雲会議所	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稻荷53番地
第33投票区	保津児童館	亀岡市保津町式番11番地1
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22番地
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51
第45投票区	小林区会議所	亀岡市千代川町小林植田120番地1

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙の投票記載場所における候補者の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和8年3月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

- 1 場 所
- 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時
- 令和8年3月19日 午後5時30分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のように定める。

令和8年3月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

施 設 名	所 在 地	期 間
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地	令和8年3月20日から 同年4月4日まで
カインズ亀岡店	亀岡市大井町並河4丁目20番地	令和8年3月20日から 同月21日まで

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第29号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年3月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

令和8年4月5日執行 京都府知事選挙
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

(1) 市役所 市民ホール

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和8年3月20日(金)	小島香代子	省略	美馬義晴	省略
令和8年3月21日(土)	美馬義晴	省略	河原林茂美	省略
令和8年3月22日(日)	河原林茂美	省略	中井康雄	省略
令和8年3月23日(月)	中井康雄	省略	小島香代子	省略
令和8年3月24日(火)	小島香代子	省略	美馬義晴	省略
令和8年3月25日(水)	美馬義晴	省略	河原林茂美	省略
令和8年3月26日(木)	河原林茂美	省略	中井康雄	省略
令和8年3月27日(金)	中井康雄	省略	小島香代子	省略
令和8年3月28日(土)	小島香代子	省略	美馬義晴	省略
令和8年3月29日(日)	美馬義晴	省略	河原林茂美	省略
令和8年3月30日(月)	河原林茂美	省略	中井康雄	省略
令和8年3月31日(火)	中井康雄	省略	小島香代子	省略
令和8年4月1日(水)	小島香代子	省略	美馬義晴	省略
令和8年4月2日(木)	美馬義晴	省略	河原林茂美	省略
令和8年4月3日(金)	河原林茂美	省略	中井康雄	省略
令和8年4月4日(土)	中井康雄	省略	小島香代子	省略

(2) カインズ亀岡店

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和8年3月20日(金)	中井康雄	省略	小島香代子	省略
令和8年3月21日(土)	河原林茂美	省略	中井康雄	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第30号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年3月19日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

開票管理者	省略	美馬義晴
同職務代理者	省略	中井康雄

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第31号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和8年3月19日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

- 1 開票場所
ガレリアかめおか
亀岡市余部町宝久保1番地1
- 2 開票日時
令和8年4月5日 午後9時

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第32号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和8年3月19日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

- 1 場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日時
令和8年4月2日
午後5時30分

「揭示済」

公平委員会欄

規則

亀岡市公平委員会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀岡市公平委員会
委員長 深澤則夫

亀岡市公平委員会規則第1号

亀岡市公平委員会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規則

亀岡市公平委員会における地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6の規定に基づくサイバーセキュリティを確保するための方針に関し必要な事項については、情報セキュリティポリシー（亀岡市情報化の推進に関する規程（平成25年亀岡市訓令第4号）及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程（平成27年亀岡市訓令第5号））の例による。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

農業委員会欄

規程

亀岡市農業委員会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

亀岡市農業委員会規程第1号

亀岡市農業委員会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程

亀岡市農業委員会における地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6の規定に基づくサイバーセキュリティを確保するための方針に関し必要な事項については、情報セキュリティポリシー（亀岡市情報化の推進に関する規程（平成25年亀岡市訓令第4号）及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程（平成27年亀岡市訓令第5号））の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

公 告

亀岡市農業委員会公告第3号

令和8年3月定例総会を下記のとおり公告する。

令和8年3月2日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和8年3月5日（木）
午前9時00分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302、303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 非農地証明交付について
 - ・第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）（貸借）

「揭示済」

上下水道部欄

規 程

亀岡市上下水道部サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程を次のように定める。

令和8年3月12日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市上下水道部サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程

上下水道部における地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6の規定に基づくサイバーセキュリティを確保するための方針に関し必要な事項については、情報セキュリティポリシー（亀岡市情報化の推進に関する規程（平成25年亀岡市訓令第4号）及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程（平成27年亀岡市訓令第5号））の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月12日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市下水道条例施行規程の一部
を改正する規程

亀岡市下水道条例施行規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号イ中「第5条第3号」を「第6条第3号」に改める。

第12条第1項中「前項」を「第10条第2項」に改める。

附 則

この規程は、令和8年3月12日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

亀岡市上下水道部処務規程の一部
を改正する規程

亀岡市上下水道部処務規程（昭和48年亀岡市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「水道経営係 下水道経営係」を「経営係」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部決裁規程及び亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第4号

亀岡市上下水道部決裁規程及び亀岡市上下水道事業会計規程の一部
を改正する規程

（亀岡市上下水道部決裁規程の一部改正）

第1条 亀岡市上下水道部決裁規程（昭和48年亀岡市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1号を加える。

(4) 公共料金明細サービス（金融機関が引き落とす料金の請求金額を事前に確認できるサービスをいう。）を利用した支出に関すること。

(亀岡市上下水道事業会計規程の一部改正)

第2条 亀岡市上下水道事業会計規程(平成26年亀岡市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第46条の次に次の1条を加える。

(口座自動振替払)

第46条の2 公共料金明細サービス(金融機関が引き落とす料金の請求金額を事前に確認できるサービスをいう。以下同じ。)を受けて支払う経費は、債権者が指定した期日に債権者の請求金額を出納取扱金融機関が上下水道事業の預金口座から債権者の預金口座に振り替える方法により支払うことができる。

2 公共料金明細サービスに関する支出伝票は、債権者が作成した振替情報に基づき作成し、請求書の添付を要しないものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市物価高騰対応に係る水道基本料金の免除に関する規程を次のように定める。

令和8年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第5号

亀岡市物価高騰対応に係る水道基本料金の免除に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、物価高騰の影響を受けている者を支援することを目的として、亀岡市水道事業給水条例(平成29年亀岡市条例第32号。以下「水道事業給水条例」という。)第39条第2項(亀岡市飲料水供給施設給水条例(昭和43年亀岡市条例第13号。以下「飲料水供給施設給水条例」という。))第5条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が特別な理由があると認めて実施する水道基本料金(水道事業給水条例第27条第1項に規定する基本料金又は飲料水供給施設給水条例第4条第1項に規定する基本料金及び同条第2項に規定する計量給水によるメーター使用料をいう。以下同じ。)の免除の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(免除の対象者)

第2条 水道基本料金の免除の対象者は、水道事業給水条例第18条(飲料水供給施設給水条例第5条において準用する場合を含む。)に定める給水契約を申し込み、その承認を受けた者とする。ただし、国又は地方公共団体の管理によるものは除くものとする。

(免除の対象期間及び免除額)

第3条 免除の対象期間及び免除額は、令和8年4月1日から同年7月31日までの間に実施する水道事業給水条例第28条に規定するメーター点検に係る水道基本料金の全額とする。

(免除申請)

第4条 この規程による水道基本料金の免除を受けようとする者の申請は必要としない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この規程は、令和 8 年 8 月 3 1 日限り、その効力を失う。

「揭示済」

市立病院欄

規 程

亀岡市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第 1 号

亀岡市病院事業会計規程の一部を
改正する規程

亀岡市病院事業会計規程（平成 1 6 年亀岡市
病院事業管理規程第 2 9 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

2 前項で定める会計伝票については、当該会
計伝票に記載すべき事項を記録した電磁的記
録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚に
よっては認識することができない方式で作ら
れる記録であって、電子計算機による情報処
理の用に供されるものをいう。）をもってこ
れに代えることができる。

第 1 8 条第 1 項中「損益勘定、資産勘定、負
債勘定、資本勘定及び整理勘定」を「収益勘定、
費用勘定、資産勘定、資本勘定及び負債勘定」
に改める。

第 3 9 条第 1 項第 1 号中「保険料」を「使用
料、保管料又は保険料」に改める。

第 4 5 条の次に次の 1 条を加える。

（口座自動振替払）

第45条の2 公共料金明細サービス（金融機関が引き落とす料金の請求金額を事前に確認できるサービスをいう。以下同じ。）を受けて支払う経費は、債権者が指定した期日に債権者の請求金額を出納取扱金融機関が病院事業の預金口座から債権者の預金口座に振り替える方法により支払うことができる。

2 公共料金明細サービスに関する支出伝票は、債権者が作成した振替情報に基づき作成し、請求書の添付を要しないものとする。

第50条第2項を削る。

別表収益勘定の表及び費用勘定の表を次のように改める。

収益勘定

款	項	目	節	（科目区分の説明）
病院事業収益	医業収益	入院収益		主たる医業活動から生ずる収益
			入院収益	入院診療に係る収益
		外来収益		
			外来収益	外来診療に係る収益
		その他医業収益		
			室料差額収益	個室使用に係る室料差額収益
			診断文書収益	診断書等に係る手数料収益
			他会計負担金	法第17条第1項第1号の経費（救急医療等）に係る負担金
			公衆衛生活動収益	各種の健康診断、予防接種等集団的保健予防活動に係る収益
			医療相談収益	個別的保健予防活動に係る収益
			受託検査施設利用収益	受託検査収益、医療機器を他の医療機関に利用させた場合の収益等
			その他医業収益	上記以外の医業収益
	医業外収益	受取利息配当金		金融その他主たる医業活動以外から生ずる収益
				預金及び投資等による収益
			預金利息	普通預金、通知預金、定期預金等の利子
			基金利息	
		貸付金利息		貸付金から生ずる利子
			有価証券利息	投資有価証券及び有価証券から生ずる利子
		配当金		投資（投資有価証券を除く。）から生ずる配当金
		他会計補助金		

			一般会計補助金	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
		補助金	国府補助金	収益的支出を負担することを目的とする国庫補助金又は府補助金
		負担金交付金	一般会計負担金 その他負担金交付金	法第17条第1項第2号の経費に係る負担金
		患者外給食収益	患者外給食収益	職員等の給食に係る収益
		消費税及び地方消費税還付金	消費税及び地方消費税還付金	
		長期前受金戻入	長期前受金戻入	規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち医業外収益として整理するもの償却資産の取得又は改良に充てた国庫補助金等に係る対象償却資産の減
		その他医業外収益	有価証券売却収益 不用品売却収益 その他医業外収益	有価証券の売却代金 不用品の売却代金
	訪問看護事業収益	訪問看護事業収益		訪問看護事業から生じる収益
			介護保険収益 医療保険収益 その他事業収益	介護報酬 診療報酬 上記以外の訪問看護収益
	特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき利益
		固定資産売却益		

		過年度損益 修正益	固定資産売却 益	固定資産の売却価額が当該固定資産 の売却時の帳簿価額を超える金額
		その他特別 利益	過年度損益修 正益	前年度以前の損益の修正で利益の性 質を有するもの
			その他特別利 益	

費用勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
病院事業費 用	医業費用	給与費	給料 手当 報酬 法定福利費 退職給付費 賞与引当金繰 入額 その他引当金 繰入額 負担金	主たる医業活動から生ずる費用 職員の給料 職員の扶養、地域、期末、勤勉、時 間外勤務及び特殊勤務等の諸手当 臨時又は非常勤の顧問、参与、審議 会委員等の報酬 事業主負担の健康保険料、共済組合 費、雇用保険料、公務災害補償費等 職員退職給付費 賞与引当金として計上するための繰 入額 その他引当金として計上するための 繰入額 他会計での退職職員に係る退職給付 費病院負担分
		材料費	薬品費 診療材料費 給食材料費 医療用消耗備 品費	内服薬、外用薬、注射薬（血液等を 含む。）その他薬品の費用 診療用材料として直接消費されるも の（レントゲンフィルム、酸素、包 帯、ガーゼ、縫合糸等）、診療用具 等として1年以内に消費するもの 患者給食に係る材料費、患者給食用 具として1年以内に消費するもの 診療用具等又は患者給食用具であっ て、減価償却を必要としないものの うち、1年を超えて使用できるもの （聴診器、血圧計、自動天秤等）

			経費	
			厚生福利費	職員及びその家族に対する法定外福利費
			報償費	報奨金、奨励金等
			旅費	普通旅費及び費用弁償
			職員被服費	職員に支給又は貸与する事務服、白衣、診察衣、作業衣等の費用
			消耗品費	事務用、管理用に使用するもので、1年以内に使用するもの
			消耗備品費	事務用、管理用の用具等で、1年を超えて使用できるもので減価償却を必要としないものの費用
			光熱水費	電気、水道、ガス料金
			燃料費	重油、ガソリン代等
			食糧費	院内・外会議、来客接待用
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
			保険料	建物（火災、地震等）、車、医師賠償保険等の保険料
			使用料及び賃借料	住宅、テレビ借料、タクシー使用料等
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
			委託料	清掃、寝具等各種保守・委託業務の対価として支払われる費用
			諸会費	医師会費その他会費、各種協議会の会費
			手数料	検査等業務の対価として支払われる費用
			交際費	交際費
			図書費	定期刊行物等図書費
			補償費	賠償金等
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
			雑費	広告費等
			減価償却費	規則第13条、第15条又は第16条の規定による償却額

			建物減価償却費	建物に対する減価償却費
			構築物減価償却費	構築物に対する減価償却費
			器械備品減価償却費	器械備品に対する減価償却費
			車両減価償却費	車両に対する減価償却費
			その他有形固定資産減価償却費	その他有形固定資産に対する減価償却費
		資産減耗費	無形固定資産減価償却費	無形固定資産に対する減価償却費
			棚卸資産減耗費	規則第13条、第15条又は第16条の規定による償却額
		研究研修費	固定資産除却費	棚卸資産の毀損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損
			研究材料費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
			報償費	研究材料の費用
			図書費	研究研修のために招聘した講師に対する謝金等の費用
			研究旅費	研究研修用図書（定期刊行物を含む。）の購入代
			研究雑費	学会講習会出席等の旅費又はこれらに対する補助額
	医業外費用			印刷費、研修会費等前記の科目に属さない費用
		支払利息及び企業債取扱諸費		金融及び財務活動に伴う費用その他主たる医業活動に係る費用以外の費用
			企業債利息	企業債に対する利息
			割賦償還利息	
			長期借入金利息	長期借入金に対する利息
			一時借入金利息	一時借入金に対する利息
			リース支払利息	ファイナンス・リース取引における支払利息
			企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費並びに繰上償還に要する補償金

			繰延勘定償却		繰延勘定の償却額
			企業債発行差金償却		
			退職給与金償却		
			試験研究費償却		
			控除対象外消費税額償却		
		患者外給食材料費	患者外給食材料費		職員等の給食のために消費する食品の費用
		雑損失	不用品売却原価 その他雑損失		上記以外の医業外費用 売却した不用品の原価
		消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税		
		その他医業外費用	その他医業外費用		
	訪問看護事業費用	訪問看護給与費	給料 手当 報酬 法定福利費 退職給付費 賞与引当金繰入額 その他引当金繰入額		職員の給料 職員の扶養、地域、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当 臨時又は非常勤の顧問、参与、審議会委員等の報酬 事業主負担の健康保険料、共済組合費、雇用保険料、公務災害補償費等 職員退職給付費 賞与引当金として計上するための繰入額 その他引当金として計上するための繰入額
		材料費	診療材料費		診療用材料として直接消費されるもの（包帯、ガーゼ、縫合糸等）、診療用具等として1年以内に消費するもの

			医療用消耗備品費	診療用具等であって、減価償却を必要としないもののうち、1年を超えて使用できるもの（聴診器、血圧計等）
		経費	厚生福利費	職員及びその家族に対する法定外福利費
			報償費	報奨金、奨励金等
			旅費	普通旅費及び費用弁償
			職員被服費	職員に支給又は貸与する事務服、白衣、診察衣、作業衣等の費用
			消耗品費	事務用、管理用に使用するもので、1年以内に使用するもの
			消耗備品費	事務用、管理用の用具等で、1年を超えて使用できるもので減価償却を必要としないものの費用
			光熱水費	電気、水道、ガス料金
			燃料費	重油、ガソリン代等
			食糧費	院内・外会議、来客接待用
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
			保険料	建物（火災、地震等）、車、賠償保険等の保険料
			使用料及び賃借料	住宅、テレビ借料、タクシー使用料等
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
			委託料	各種保守・委託業務の対価として支払われる費用
			諸会費	各種協議会等の会費
			手数料	検査等業務の対価として支払われる費用
			図書費	定期刊行物等図書費
			補償費	賠償金等
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
			雑費	広告費等

	特別損失	研究研修費	報償費	研究研修のために招聘した講師に対する謝金等の費用 研究研修用図書（定期刊行物を含む。） 学会講習会出席等の旅費又はこれらに対する補助額 印刷費、研修会費等前記の科目に属さない費用 当年度の経常費用から除外すべき損失
			図書費	
			研究旅費	
			研究雑費	
		固定資産売却損	固定資産売却損	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を不足する金額
		減損損失	減損損失	
				事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
		災害による損失	災害による損失	
				災害による巨額の臨時損失
		過年度損益修正損	過年度損益修正損	
予備費		その他特別損失	その他特別損失	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
		予備費	予備費	

（注）節の科目については、特別の必要がある場合は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第2号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「7,300円」を「11,000円」に、「6,400円」を「9,600円」に改め、同項第2号ア中「3,550円」を「5,300円」に、「3,100円」を「4,650円」に改め、同号イ中「3,100円」を「4,650円」に、「2,700円」を「4,050円」に改め、同号ウ中「2,150円」を「3,200円」に、「1,900円」を「2,850円」に改める。

別表第3の3医療職給料表(2)職務級別基準表4級の項中「放射線技術科長」を「薬剤科長、放射線技術科長」に改める。

別表第6中

「

89,500円
83,900円
73,700円
63,300円
52,900円
46,700円
70,400円
60,500円
50,600円
44,600円

」

を

「

97,700円
90,700円
79,200円
67,700円
56,100円
49,000円
73,800円
62,800円
52,000円
45,400円

」

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

固定資産評価審査委員会欄

規 程

亀岡市固定資産評価審査委員会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

亀岡市固定資産評価審査委員会
委員長 松岡保彦

亀岡市固定資産評価審査委員会規程第1号

亀岡市固定資産評価審査委員会サイバーセキュリティを確保するための方針に関する規程

亀岡市固定資産評価審査委員会における地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6の規定に基づくサイバーセキュリティを確保するための方針に関し必要な事項については、情報セキュリティポリシー（亀岡市情報化の推進に関する規程（平成25年亀岡市訓令第4号）及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程（平成27年亀岡市訓令第5号））の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」